

資 料 提 供	
平成 2 1 年 1 月 2 7 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (野 川)
電 話 (内 線)	7 0 4 3

平成 2 1 年 1 月 臨時 県 議 会 付 議 案

議案第 1 号 平成 2 0 年度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算

議案第 2 号 鳥 取 県 基 金 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (財 政 課)

国の緊急的な生活対策及び雇用対策に伴い、新たに基金を設置するものである。

(概 要)

名 称	設置目的
鳥 取 県 ふ る さ と 雇 用 再 生 特 別 基 金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。 [公布施行]
鳥 取 県 緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。 [規則で定める日から施行]
鳥 取 県 妊 婦 健 康 診 査 支 援 基 金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。 [規則で定める日から施行]

議案第 3 号 鳥 取 県 企 業 立 地 等 事 業 助 成 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (産 業 振 興 戦 略 総 室)

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内の経済の活性化に資するため、企業立地等事業補助金に係る補助要件の緩和を行うものである。

(概 要)

①製造業を営む中小企業者で、県内に製造業に係る工場等を設置している者が、新たに県内に工場等の新設又は増設を行う場合における投資額の補助要件

現 行 1 億 円 以 上 → 改 正 後 5,000 万 円 以 上

(平成 21 年 2 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に申請が行われた場合に限る)

②県内で事務管理事業を行う場合における新規常時雇用労働者の補助要件

現 行 10 人 以 上 → 改 正 後 5 人 以 上

(うち県外からの転入者)

現 行 5 人 以 内 → 改 正 後 2 人 以 内

[平成 21 年 2 月 1 日施行]

議案第4号 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区））の締結について
（教育環境課）

工 事 名：県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）
工 事 場 所：米子市博労町四丁目
契約の相手方：県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）松本・金田・平田特定建設工事
共同企業体
契 約 金 額：1,191,120,000 円
工事完成期限：平成22年10月31日

議案第5号 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区））の締結について
（教育環境課）

工 事 名：県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区）
工 事 場 所：米子市博労町四丁目
契約の相手方：県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区）美保・アカギ・リンクス特定建
設工事共同企業体
契 約 金 額：1,325,100,000 円
工事完成期限：平成23年1月31日

議案第6号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）について（文化財課）

相 手 方：鳥取市 個人 ほか10名
取 得 財 産：青谷上寺地遺跡保存用地

所在地	種 類	数 量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地 ほか	土 地	14,499.37 m ²	166,987,985 円

取 得 目 的：史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、用地を取得するものである。

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(平成20年12月18日専決) (自治振興課)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成20年12月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：米子市個人法定代理人(親権者) 米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金7,894円及び人身損害に対する損害賠償金1,476円を和解の相手方に支払う。(県過失2割)

事故の概要：平成19年6月7日、和解の相手方の被法定代理人が、一般県道東福原樋口線を自転車で走行中、歩道内の側溝のふたの隙間にはまったため転倒し、同車両が破損するとともに同人が負傷したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年1月7日専決) (教育環境課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金193,830円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年11月3日、倉吉農業高等学校の臨時駐車場において、アーチェリー用防矢ネットが和解の相手方所有の軽乗用自動車に倒れ、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年1月14日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金96,600円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年9月21日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、前方を横断した動物を避けるためハンドルを切ったところ、和解の相手方が路外に設置する金網フェンスに衝突し、同フェンスを破損させたものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年1月14日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金54,827円(県過失8割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年10月17日、警察本部生活安全部少年課兼倉吉警察署の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年1月16日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 60,882 円を甲に、損害賠償金 249,843 円を乙に支払う。（県過失 2 割）

事故の概要：平成 20 年 9 月 19 日、東部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、前方反対車線から右折してきた甲所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年1月21日専決）

（子育て支援総室）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 98,397 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 20 年 11 月 28 日、喜多原学園の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、路外から道路に進入するため右折しようとした際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年1月21日専決）

（環境立県推進課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 50,159 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 20 年 10 月 29 日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転し、降車するため運転席のドアを開けた際、ドアが強風にあおられ、隣に駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年1月21日専決）（農政課）

和解の相手方：甲 倉吉市 個人

乙 倉吉市 個人

丙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 313,425 円を甲に、人身損害に対する損害賠償金 34,080 円を乙に、物的損害に対する損害賠償金 77,425 円を丙に支払う。（県過失 9 割）

事故の概要：平成 20 年 10 月 28 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、路外から道路に進入するため右折した際、道路を直進していた乙が運転する甲所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、乙が負傷したものである。

(10) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（平成21年1月23日専決）（障害福祉課）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成21年1月23日専決）

（住宅政策課）

相手方：県営住宅末恒第二団地ほか1団地 入居者 2名 保証人 1名 連帯保証人 2名
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年1月23日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年1月23日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年1月23日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興戦略総室）

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成21年1月1日現在 44人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 13件